

熊本都市圏総合都市交通計画協議会要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、熊本都市圏総合都市交通計画協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、熊本都市圏（以下「都市圏」という。）における望ましい交通のあるべき姿を目指して、関係機関相互により総合的な都市交通に関する検討及び協議を行うことを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討及び協議する。

- （1）都市圏における交通の実態把握に関する調査及び分析
- （2）都市圏における交通の予測及び評価
- （3）都市圏における交通施策のあり方の検証及び提案
- （4）その他前条の目的を達するために必要な事項

（構成）

第4条 協議会は、学識経験者、国、県、都市圏市町村、関係団体、その他必要と認める者により構成する。

（組織）

第5条 協議会に委員会及び幹事会を置く。

（委員会）

第6条 委員会は、別表第1に掲げる学識経験者及び職にある者により構成する。

- 2 会長は、委員会を招集し、統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 顧問は、委員会における協議事項に対して助言を行う。
- 5 会長は、必要に応じて臨時の委員を置くことができる。
- 6 委員会は、協議事項を決定する。

（幹事会）

第7条 幹事会は、別表第2に掲げる学識経験者及び職にある者により構成する。

- 2 幹事長は、幹事会を招集し、統括する。
- 3 幹事長は、必要に応じて臨時の幹事を置くことができる。
- 4 幹事会は、委員会に付すべき事項について、あらかじめ審議し調整を図る。
- 5 幹事会が必要と認める場合、補佐するための検討部会を置くことができる。

（設置期限）

第8条 協議会の設置期限は、令和7年（2025年）3月31日までとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、熊本県土木部道路都市局都市計画課及び熊本市都市建設局都市政策部都市政策課に置く。

2 事務局は、協議会の運営に必要な事務を行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年) 月 日から施行する。